

堺若葉会病院 医療安全管理指針

I. 安全管理の指針

1. 安全管理のための基本方針

患者様が安心して医療を受けられる環境を整え、各医療現場において安全で確実な医療を実践できるよう教育する。医療事故の絶無を期して、現場における責任体制を明確にし、医療事故防止のための安全管理体制を病院全体で取り組み確立する。

1) 安全管理のための委員会

本院における医療安全管理対策を総合的に企画・実施するために、医療安全管理委員会を設置する。

2) 医療安全推進担当者

医療安全管理に必要な知識及び技能を有する職員であって、病院長の指名により、本院全体の医療安全管理を中心的に担当する者であって、専任・兼任の別を問わない。診療報酬の「医療安全対策加算」の施設基準に規定する「医療安全管理者」とは限らない。

3) 安全管理のための職員教育及び研修

医療事故防止手法等の安全管理に関する教育を行うと共に、職員研修を年2回開催する。

4) 医療事故発生時の対応

医療事故に関する情報は、速やかに、病院長及び部署長、医療安全推進担当者に連絡し、報告書を提出する。医療安全管理委員会は、報告書に基づいて、内容・実状を把握し、対応・改善策を協議する。

5) 安全対策マニュアル

病院関係職員の医療事故防止のために院内医療安全対策マニュアルを作成し、周知徹底を図る。状況等により随時見直し・修正を行う。

6) 診療録管理責任者

診療録その他診療に関する記録の適切な管理を行うために診療録管理責任者を置く。

7) 医薬品安全管理責任者

本院全体の医薬品の安全使用の任に当たらせるため、薬剤部に医薬品安全管理責任者を置く。

8) 医療機器安全管理責任者

本院全体の医療機器の安全使用の任に当たらせるため、臨床工学部に医療機器安全管理責任者を置く。

9) 医療放射線安全管理責任者

本院全体の医療放射線の安全使用の任に当たらせるため、放射線部に医療放射線安全管理責任者を置く。

10) 診療情報の共有

医療従事者からの十分な説明に基づいて、患者自身が疾病や診療内容について理解・納得・同意が得られるように情報を共有する。患者と医療従事者との間で患者の診療情報を共有し、医療上の意思決定や治療効果の向上を図ることができるようにする。また、医療従事者間でも患者の診療情報を共有し、安全で質の高い医療の実現を目指すものとする。

11) 患者相談

患者・家族からの医療安全管理に関する相談に対して、誠実に対応する。

12) その他

安全管理のための方策を検討し、医療事故防止に努める。

本指針・マニュアルは患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

2. 安全管理体制の組織図

